

第3回川口市総合計画審議会 議事概要

- 日時：平成27年1月22日（木） 10時～11時30分
- 場所：鳩ヶ谷庁舎 3階 304・305会議室
- 出席委員：小嶋会長、金井副会長、齋藤委員、吉田委員、松本委員、小林委員、金子委員、伊藤委員、岡田委員、金澤委員、小原委員、武井委員、龍口委員、邊田委員、山岡委員、山崎（ゆ）委員、山崎（さ）委員、操木委員、谷田部委員
- 欠席委員：石川委員
- その他出席者：蓮尾政策審議監、橋口企画財政部長、大津総務部長、高橋防災課長（危機管理部長代理）、岩城理財部長、小西市民生活部長、大久保福祉部長、安田健康増進部長、飯田健康増進部理事、高橋環境部長、原田経済部長、押田建設部長、栗津技監兼都市計画部長、境沢都市整備部長、黒須下水道部長、田中水道部長、弓場医療センター事務局長、江連生涯学習部長、茂呂学校教育部長、榎本消防長、鈴木政策審議員、田村政策審議員、横溝政策審議員、宮澤政策審議員
瀬切総合政策課長、小山総合政策課長補佐兼総合政策係長、小川主査、芝崎主任、吉川主任、芦澤主任、山本主事、野村総合研究所大沼氏、野村総合研究所横山氏
- 議題：議事
 - (1) 第2回審議会での検討・調整事項の検討結果の報告について
 - (2) 第5次川口市総合計画案文について
 - 基本構想
 - ①「4-1 総合計画策定の目的」について
 - ②「4-2 総合計画の構成と期間」について
 - ③「4-3 基本理念」について
 - ④「4-4 将来の姿」について総合計画の実現に向けて
 - (3) その他
- 傍聴人の数：4名
- 会議資料：次第
 - 第2回川口市総合計画審議会 議事概要
 - 持参資料1 第5次川口市総合計画案文
 - 持参資料2 第2回審議会での検討・調整事項の修正案

1. 開会

- ・会長より平成26年度第3回川口市総合計画審議会の開会宣言があった。
- ・会長より欠席委員の報告があった。
- ・審議を傍聴したい旨の届出が4名より提出があり、これを許可した。

2. 議事

- ・事務局から配布資料の説明があった。
- ・本日の会議録署名人の選任があった。

(1) 第2回審議会での検討・調整事項の検討結果の報告について

【会長】

それでは早速議事に入る。議事の(1)第2回審議会での検討・調整事項の検討結果の報告について、事務局から説明願います。

【総合政策課長】

委員の皆さんから、第2回審議会とその後1月4日までの期限で提出いただいた意見をもとに、修正した内容を報告する。修正については、事務局にて関係部局と検討・調整し、学識の先生方のアドバイスをいただき、整理した案を正副会長と確認のうえ、まとめている。

なお、文章の「てにをは」や細かな表現、言い回し等については、今後も、随時文章を推敲していく。

事前に送付した「資料」に、いただいた意見と修正文を記載しているので、ピンク色の冊子の計画案文と照らし合わせご覧いただきたい。

「ご意見1」は、鳩ヶ谷市との合併に関連し、合併後の人口と面積について記述すべきとの指摘だが、記述について適切な箇所を検討した結果、計画案文1ページの「3-1川口市の沿革」の最後の文に、鳩ヶ谷市との合併の経緯があることから、加筆をした。

「ご意見2」は、序論の3-2から3-5までについて、それぞれの記述の目的と、序論の後に続く基本構想における「めざす姿」への繋がりが、わかりにくいとの意見をいただいた。そして、この意見に対しては、3-2、3-3、3-4、3-5 それぞれの本文に入る前に、どんなことを記述しているのかといった簡単な説明文を入れ、序論の各項それぞれの繋がりがわかりやすくした。

資料2ページの「3-4川口市の状況」では、冒頭の説明を加筆するとともに、表題を「川口市におけるこれまでの主な取組み」と修正し、「3-5まちづくり推進上の課題」へ繋がるよう内容の表現についても整理した。内容については、後ほど「ご意見6」にて説明する。また、序論から基本構想への繋がりを、よりわかりやすくするため、「3-6まちづくりの考え方」を新設した。

3-6では、本計画が市民・行政双方の視点をもとに、まちづくりの方向性を定めていることを記述している。市民から様々な方法で意見を聴取したことや、その意見の主なものに記載し、それらの意見は集約すると、協働、緑・環境、安心・安全、教育・文化など11のグループにわかれたことを図表で表記している。

それらの市民の視点と、序論の3-3、3-4、そしてそこから導き出した課題である3-5、それぞれの視点から川口市がめざす方向性を導き出していることがわかるよう、資料3ページの横向きの図表にしてまとめている。

このように整理し、その後続く「4基本構想」での「めざす姿」を設定した経緯を理解いただけるよう、序論に書き加えたものである。

市民意識調査の結果では、本市に住み続けたくない理由として「治安が悪い」と回答した市民が多いが、それに関する記述がないという意見もあったことから、資料2ページの図表「市民から寄せられた主なご意見」の中に記述し、「安心・安全」のキーワードに繋がり、めざす方向性の「誰もが“安全で快適に暮らせるまち”」に繋がるという流れである。具体的な記述については、基本計画の中で書き込みたいと考えている。

資料4ページの「ご意見3」は、計画案文2ページの「3-2川口市の特色」において、(2)では行政と町会との密接な連携を記述しているが、本市は行政と産業も緊密に連携し、発展してきた経緯も特色であることから、どこかに記述すべきではとの意見があった。これについては、「(3)特色ある産業の立地」の中に、「行政と緊密に連携しながら」の文言を追記した。

「ご意見4」は、計画案文2ページの(4)の記述に「荒川、芝川、見沼代用水などから構成される水系」とあるが、それに続く表記は「安行台地、見沼田圃、都市農地などの首都圏における貴重な緑地空間」となっているため、表現に統一性を持たせた方がよいとの指摘があり、「水系」を「水辺空間」と修正した。

資料5ページの「ご意見5」は、計画案文4ページからの3-3の記述全般について、大きく広げずシンプルに記述すること、社会情勢の変化に合わせて川口ではどうなのか触れること、数値的なものも必要に応じて入れること、などの意見があり、記載のとおり大幅に修正した。(1)から(10)までの全文を、見え消しと新しい記述で修正しているため、資料の方で確認いただきたい。

(1)では、都市の消滅論にまで踏み込んだ日本創生会議の提言や世帯構造の変化を削除し、日本の少子高齢化や人口減少の推移をシンプルに記述し、本市の状況について数値を入れて全文を修正した。また、表題についても、修正に合せ「世帯構造の変化」を削除し「少子高齢化と人口減少社会の到来」とした。

資料6ページの(2)では、本市でも国の状況と同様に、子育て環境の改善・充実に関する行政の役割の重要性が増していること等について追記した。

資料7ページの(3)では、本市における老年人口の構成比の推計を入れ、全体的にシンプルにまとめた。

(4)でも、全体的にシンプルにまとめ、本市においても人材育成が重要であることを記述するとともに、表題からは「日本の」を削除し、「将来を担う人材育成の必要性」とした。

資料8ページの(5)でも、本市に関連する社会情勢に絞り、本市の状況についても記述しているが、ここではさらに2つの意見があった。

1つは貿易収支の赤字について、生産拠点の海外移転等だけでなく、主因はエネルギーコストや為替にもあるのではないかとの意見、もう1つは、この表題のみ後ろ向きの表現となっているため、他の表題と合せ、適切な表現はないかという意見であった。

これに対して、貿易収支の赤字に関する記述を削除し、全体の記述を産業構造の変化の側面から整理しなおし、表題についても記述内容に合わせ「産業構造の変化」とした。

資料9ページの(6)では、前段の部分を削除し、日本における温室効果ガスの増加とそれに対する低炭素社会の実現、循環型社会の推進に向けた取り組みの重要性のみの記述とし、それに併せた本市の状況を記述した。

資料10ページの(7)では、前段の国の動きの記述はそのままに、後段の地方都市についての記述を、本市の状況として書き換えた。

(8)では、地方公共団体の記述を、本市の状況として記述した。

また、ここでは、震災だけでなく、近年の特徴的な災害であるゲリラ豪雨、竜巻などの自然災害も記述すべきではとの意見があり、下線のとおり追記した。また「有事」「平時」の文言は、「災害時」「普段」と適切な表現に修正した。

資料11ページの(9)では、後段の広域連携に関する記述について、地方自治法の一部を改正する法律の内容の一部ではあるが、本市での関わりは前段の部分のみであることから、後段の記述を削除した。

(10)では、地方における経常収支比率の全国平均と本市の比率を比較し、その厳しい状況を記述し、全体的にシンプルにまとめた。

資料12ページの「ご意見6」は、3-4から3-5のまちづくり推進上の課題への繋がりを、より明確にするため、3-4の表題を「川口市の状況」から「川口市におけるこれまでの主な取り組み」と修正し、それに合せ、計画案文9ページからの各内容について、数箇所、表現を整理し記述した。

(1)では、合併後の一体的なまちづくりやスケールメリットを活かした行財政運営に関する記述を課題としてあげるだけでなく、「引き続き推進していく必要がある」という記述に修正し、3-5の課題へと繋がる表現にした。

(3)では、表題を「川口市のアイデンティティの高まり」から、取り組みとして捉える表現の「川口市のあらたな魅力づくり」と修正した。

ここではもう1つの意見として、川口の魅力として人気の高いグリーンセンターがあることやTVやCMの撮影も多いことが意外と知られていないのでPRすべきとの指摘を受け、資料の下線のとおり追記した。

資料13ページの(5)でも、表題を「公共施設の老朽化」から、取り組みを示す「公共施

設等の適正管理」と修正し、本市に数多くある公共施設の老朽化を迎え、適正配置を考慮した更新等を進めるとともに、適正に維持管理していく必要があることを記述した。

(6)では表題を「中核市へ向けた動き」から、「中核市への移行」と、より明確な表現にした。

「ご意見7」は、計画案文11ページの3-5の「(1)市全体としての一体的なまちづくり」について、課題の内容や位置づけを明確にし、表題もそれに合せるとの意見であり、まちづくり推進上の課題を、より明確な記述に整理し、表題も内容に合わせ「市全体の特色あるまちづくり」と修正した。

資料14ページの「ご意見8」は、ベッドタウンや大量定年退職時代、また医療体制に関する記述を課題に入れること、さらに川口は福祉都市宣言をしており、福祉に関して様々な取り組みに力を入れてきたことを記述すべき、という意見があった。これに対して、計画案文11ページの3-5「(2)生涯安心な生活の実現」の中で、福祉への取り組みを本市の特色と捉え、中核市への移行に伴うさらなる向上や医療体制の強化等に関する記述を追記した。

資料15ページの「ご意見9」は、計画案文11ページの3-5の「(3)地域資源を活かした集客・交流を生むにぎわいの創出」において、まず1点目は、川口の魅力の例を他にも記載したほうが良いという意見があり、本市の魅力として「SKIP」、「日光御成り道まつり」を追記した。

2点目は、アクセスの良さの表現に「さらなる」という表現を追加すべきとの意見があり、そのような表現で整理した。

「ご意見10」は、計画案文11ページの3-5「(4)担い手の育成と市内産業のさらなる飛躍」の表題について、担い手の育成は市内産業の飛躍のための内容に含まれることから、表題に「担い手の育成と」の表記は不要ではないかとの意見から、削除した。

「ご意見11」は、計画案文12ページの「(6)行財政運営の適正化」での記述を計画案文7ページの「(10)地方行財政健全化の動き」と合せた記述にすべきとの意見から、経常収支比率の変化を追記した。いただいた意見に対する修正の報告は以上である。

【会長】

前回の審議会で皆さん方から多くの意見があり、その中でも特に11の意見について検討・調整事項となっていたが、ただ今検討結果の説明があったところである。皆さん方には事前に配り、検討いただいたと思う。何かないと思うが、特に何かあれば、意見を伺いたい。

正月をはさんだ非常に短期間の間に事務局が先生方といろいろ打ち合わせを行い、指示をいただき、あるいは皆さん方の意見を取り混ぜ、修正案の形になったわけである。

特に意見がなければ、このまま修正案のとおりでよろしいか。

【委員】

(良しとの声あり)

【会長】

ありがとうございました。

皆さん方からよろしいという返事があったので、それでは議事の(2)第5次川口市総合計画案文に入り、前回の審議の続きに移りたいと思う。

前回の審議会ではちょうど「3序論」まで審議が終了しているので、本日は「4基本構想」から審議する。

まず基本構想の4-1総合計画策定の目的について、事務局から説明願います。

(2) 第5次川口市総合計画案文について

【総合政策課長】

計画案文の13ページをお開きいただきたい。ここからが基本構想である。

基本構想は、総合計画の中で政策の方針として位置づけられるもので、川口市のめざすべき将来の姿、方向性を示すものである。まず4-1総合計画策定の目的について、説明する。ここでは、総合計画策定の目的を簡潔にまとめている。

本市では昭和50年から現在の第4次まで総合計画を策定し、市勢の発展、市民生活の充実・向上に努めてきたこと。本市を取り巻く社会経済情勢が刻々と変動を続ける中、本市は平成23年に鳩ヶ谷市と合併し、さらには昨年、中核市への移行を表明し、事務権限をさらに増やすことで、本市の特性を活かしたまちづくりを推進していくこと。市内外のこうした変化に対応するため、新たな川口市の将来の姿を示し、その将来の姿を実現するまちづくりの指針として「第5次川口市総合計画」を策定したことなどを記述している。4-1総合計画策定の目的についての説明は以上である。

【会長】

ただ今の説明について、皆さん方から意見あるいは質問はあるか。

基本構想の4-1総合計画策定の目的であるが、意見がなければ次に進みたいと思うが、よろしいか。

【委員】

(良しとの声あり)

【会長】

次に4-2総合計画の構成と期間について、事務局から説明願います。

【総合政策課長】

14ページをお開きいただきたい。4-2 総合計画の構成と期間について説明する。第5次川口市総合計画は、本市のまちづくりのビジョンを明らかにし、本市の将来の姿を掲げ、その実現に向けて必要な基本方針と施策の方向を定めるものであること。計画の構成を従来と同様に「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成することと、それぞれの説明を記述している。

基本構想は、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とし、まちづくりの基本理念、10年間で達成をめざす将来の姿を示すものであること。

基本計画は、前期と後期に分け、各5年間を計画期間とし、基本構想の将来の姿を実現するため、重要性の高い課題と施策、目標を示したものであること。

実施計画は、基本計画を推進する手段として、有効かつ効率的と考えられる事業を定め示したものであることを記述している。

なお、実施計画の計画期間については、第4次計画では基本構想の計画期間が12年間であったため、その期間に合わせ3年間を1次の計画期間として策定していたが、第5次計画では図にあるように計画期間は3年間としているが、3年先を見据えて毎年策定する。4-2 総合計画の構成と期間についての説明は以上である。

【会長】

ただ今事務局から4-2 総合計画の構成と期間について説明があった。委員さん方から質問あるいは意見はあるか。

【副会長】

14ページで総合計画を3層構造にするという事務局の提案があった。今まで基本構想は議会の議決を得るということが地方自治法に書いてあったが、法律が改正され、それがなくなった。議会での議決をどういうふうに考えるのかというのは一つ重要なポイントだと思うので、事務局の考えがあれば教えていただきたい。

【総合政策課長】

副会長の発言のとおり、基本構想を策定する法的根拠はなくなったが、やはり基本構想は市として必要なビジョンであるため、策定するという方針である。また議決については、行政と議会というのは市政を進める上での両輪である。また議員さんたちは市民の代表者という立場でもあるので、大変重要なことと考え、議決をする予定である。

ただ、議決を得る法的根拠もなくなったことから、条例を制定し、議決を得ることになる。今回の3月議会で条例議案の上程を予定している。

【委員】

最上位計画である総合計画の下に基本計画が作られるという説明であったが、この基本計画というのは、いろいろな基本計画が各分野の部局で出てくるかと思うが、何本ぐらい作られることを想定しているのかということと、国のほうで法律が作られ市町村は計画を作らなければいけないことがあるが、そういう計画も基本計画の中に位置づけていくということなのか。

【総合政策課長】

総合計画の中で策定する基本計画は1本である。委員の発言は、各行政分野別の計画の話だと思うが、それぞれ最上位計画の総合計画との整合性を図って策定することとなっている。それぞれの分野別計画もそれぞれに策定し、現在進めているものもある。

今後も各行政分野別の計画を新しく策定したり、改定したりするときは、この第5次の総合計画と整合性を取って策定してもらうことになる。

【委員】

総合計画の中に基本計画がある。そして、国でいろいろな法律ができた場合に計画を作らなければならないときは、その計画は総合計画の枠の中にはないけれども、総合計画と整合性を取って策定するということでよいか。

【総合政策課長】

そのとおりである。

【委員】

今の話にも通じるが、国の制度とか社会情勢というのは最近変化が激しい。作業的には大変だと思うが、今言ったような状況を踏まえると、これからは毎年きちんとそういう変化に即応できるよう実施計画の見直しをするという位置づけは、大変良いことだと思う。

【委員】

先ほど条例化の話があったが、条例化はいつの時期になるのか。

【総合政策課長】

平成27年4月1日施行の条例議案を、3月議会に上程予定である。

【会長】

ほかに意見がなければ、4-2については以上で終わらせたいと思うが、よろしいか。

【委員】

(良しとの声あり)

【会長】

それでは次に4-3基本理念について、事務局から説明願います。

【総合政策課長】

15ページをお開きいただきたい。4-3基本理念について説明する。

基本理念とは、文字どおり、総合計画の基本となる考え方を示すものである。

本市では、川口市自治基本条例の趣旨を尊重しつつ、「市民とつくるまちづくり」、「多様な主体の共生共栄」、「持続可能な市政運営」を基本理念とした。

自治基本条例では、市民の役割として、市民が自治の主体としての自覚を持ち、市政に参加するよう努めること、また自治の実現のため市と協働することについて規定している。本市のまちづくりは行政だけで作られるものではなく、市民との協働により作り上げていくものであるという考えは、本市に関わる全ての基本となる考え方であることから、「市民とつくるまちづくり」を基本理念の1つとした。

また「まち」は様々な主体により構成されている。本市は豊かな地域性を持ち、その中で、企業、市民団体、地域住民をはじめ、魅力ある多様な主体が活動をしている。それぞれが尊重し合い共生できる環境をつくり、お互いの交流や行政との関わりを促進し、各主体が持つ魅力や個性を活かしていくことは、まちづくりをするうえでの基本となる考え方であることから「多様な主体の共生共栄」を2つめの基本理念とした。

3つ目の基本理念として、市政運営についての考え方を定めた。まちづくりを牽引する行政が不安定ではそのまちは成り立たない。行政は、質の良い行政サービスを安定して提供できる運営をすることは当然であり、そのためには行政改革を積極的に推進し、将来にわたって責任ある市政運営に努めることを基本としなくてはならないと考え、「持続可能な市政運営」を3つめの基本理念とした。4-3基本理念についての説明は以上である。

【会長】

ただ今基本理念について事務局から「市民とつくるまちづくり」、「多様な主体の共生共栄」、「持続可能な市政運営」という3つに絞ったと説明があった。これらについて皆さん方から意見あるいは質問はあるか。

【委員】

「多様な主体の共生共栄」の中の主体として企業とか市民団体、地域住民という表現があるが、例えば、市内で活動している事業体の中で、医療法人さんとか社会福祉法人さんであるとか、さらにはNPOなどでも保健や福祉領域、環境的なものもあると思う。

そういう部分が川口という地域の中で役割を担っているいろいろな活動をしているということを書いていないかと思っている。

【副会長】

まさに発言のとおりだと思うので、事務局で適切な表現を検討していただきたい。

【総合政策課長】

多様な主体というのは、市を構成する全てになるので、法人やNPOなども全部入る。どんな表現が良いのか、考えさせていただきたい。

【委員】

基本理念に「持続可能な市政運営」が入っている。しかし、これまで他の様々な計画などを見てきた中で、この理念に行政運営が入るとするのは違和感がある。

「5 総合計画の実現に向けて」で、「効果的・効率的な行政運営の推進」が入っていることから、この理念というところは、まち全体がどういうまちであるべきか、将来像のところのもう一つ前段のものとしての考え方だと思う。前回の第4次計画では、人間性の尊重とか、市民との協働とか、環境との共生とか、そういうふうに記述されており、どちらかというところのものが理念である。今回のこういう形で行政がどうあるべきか、というのは違うのではないかと。私の印象なのだが、その辺りについて考え方を伺いたい。

【総合政策課長】

基本理念を設定するにあたり、主体がどこかなどいろいろ考えたときに、まず市民とつくるとするのが基本にある。そしてまちを構成する様々な主体、こちらが共生共栄できること。そしてまちをつくる、牽引していくのが行政であるということで、その行政の責任をしっかりと捉えるために、ここであえて入れたが、委員の発言のとおり「5 総合計画の実現に向けて」で、市のスタンスを改めて書いており、重複しているところもある。

考え方にもよると思うが、この3つをもってしっかりと支えていくという意味で設定をしたのだが、いかがすべきか。

【副会長】

確かに今の委員の意見は、なるほどと思う大変貴重な意見であった。市民の幸せのために仕事をするというのが行政の仕事であるわけだが、これだと市政が持続可能することが理念というように読めてしまい、違和感があるというのは全くそのとおりである。

「5 総合計画の実現に向けて」に、理念を実現するために持続可能なしっかりとした市がなければ、いくら良い総合計画を立てても絵に描いた餅になってしまうので、手段としては絶対に必要だという説明はそのとおりだと思う。では、理念として市役所がずっと続

くことが理念なのかと言われると、ちょっと違うような印象もある。そういう意味では理念をもう少し市民の幸せとか、市民の暮らしを守るなどといった、何のために市役所があるのだ、みたいな高邁な話があったほうが良いというのは今、意見を伺いながら印象として持ったところである。

【総合政策課長】

確かに行政のあり方は、やはり手段と言われてしまうかもしれないので、もう一度先生方とも相談しながら考えさせていただきたい。

【会長】

先生方と相談の上、事務局で再検討し、また皆さん方にお諮りをすることでお願いしたい。

ほかにはいかがか。

【委員】

(なしとの声あり)

【会長】

ないようなので、それでは次に進みたいと思う。4-4将来の姿について、事務局から説明願います。

【総合政策課長】

16ページをお開きいただきたい。4-4将来の姿では、計画期間の10年後を見据え、本市があるべき理想の姿を示すものである。まず(1)将来都市像は、まちづくりの方向性を設定するうえで重要な視点を持ち、川口らしさをアピールできるもの、また市民に対しても愛着と誇りをもたらす、将来への夢、まちづくりへの思いを発信するものと考えている。

「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」は、そのような観点から設定した。

本市では、「人」と「しごと」は、まちを構成する基本であると捉え、子どもから大人まで全ての「人」と、魅力あふれる市内産業などの「しごと」が輝くことが本市の発展に繋がると考えられる。

さらに、本市の特産としてまず浮かぶ鋳物は、美観だけでなく、造形の自由さや強靱で堅牢である等の優れた特質があり、同じく特産である植木などの緑も、しなやかでたくましい生命力の象徴といえる。この「しなやかさ」と「たくましさ」という表現には、伝統技術を意識しつつ、市民とともに進めていく都市づくりへの想いが籠められている。

次の(2)めざす姿は、将来都市像で掲げた川口市を実現するためには、どのようなまち

をめざすべきか、という視点に基づき、6つのめざす姿という形で本市の政策の方向性をまとめたものである。

この6つのめざす姿は、序論の3-6として追記したところで説明したように、まちづくり推進上の課題と市民から寄せられた様々な意見を集約したキーワードなどから川口市のめざすべき方向性として導き出したものである。

まず1つめ「全てのひとにやさしい“生涯安心なまち”」については、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進む現代社会においては地域社会における支え合いが大切であり、地域の特性に応じて、子育て・高齢者福祉サービスの充実、保健施策の推進、医療体制の充実を図り、市民、地域、行政が互いに支え合う環境を整えることで全ての人が健康で安心して暮らせるまちをめざすことを記述している。

2つめ「子どもから大人まで“個々が輝くまち”」については、学校教育の場においては「不易流行」の考えのもと、学校の教育力と指導力の向上を図り、子どもたちがのびのびと学べる環境をつくる中で、本市は知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざすとともに、しなやかさとたくましさをもたせた人材を育てる教育都市をめざすこと。また市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対して支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境をつくり、これらの市民活動の成果がまちの活力に反映するような機会を作っていくことが重要だとし、お互いが尊重・理解し合う環境づくりが欠かせないことを記述している。

3つめ「産業や歴史を大切に“地域の魅力と誇りを育むまち”」については、市内産業の発展によりまちを元気にするため、企業の経営基盤強化、技術力の伝承と発展、市産品の販売促進に力を注ぎ、経済の基盤をしっかりと築いていくとし、産業だけではなく、歴史や伝統のある文化財、うるおいをもたらす緑地環境、地域にとって大切なお祭りや文化芸術などの魅力と誇りを育み、市内外に発信して多くの交流を生み出し、まちを元気にしていくことを記述している。

4つめ「都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”」については、都市的営みの充実と自然環境の保全は、両立の難しい課題ではあるが、生活環境の向上や廃棄物の発生抑制・再資源化といった持続可能な社会の創造と自然環境の保全・活用という施策を軸として都市と自然が調和する、人にも環境にもやさしいまちをめざすことを記述している。

5つめ「誰もが“安全で快適に暮らせるまち”」については、本市は、魅力や課題の異なる地域から成り立っており、その特性に対応した計画的な土地利用の推進を図り、インフラについては市内全域で均衡ある発展をめざし、誰もが快適に過ごせる環境を整備すると述べている。さらに都市整備においては災害の発生を見据えた整備を行い、危機に強いまちづくりに努めるとし、また災害や犯罪、新たな感染症などの脅威に対応するため、消防活動、防災・防犯対策、行政組織の体制を強化し、市民への適切な情報発信や町会への支援など自助・共助の推進を図り、市民と共に安全に暮らせるまちをめざすことを記述している。

6つめ「市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”」については、自立的な市

政運営を力強く推進するため、川口市自治基本条例とそれに基づく3条例を尊重し、市民・行政の協働によるまちづくりを進めるとし、計画的・効率的な行財政運営のため、人材育成や公共施設の適正化などの資源を最大限活用しつつ、歳出の適正化と歳入の確保に努め、行政改革をさらに推進することを記述している。

この6つのめざす姿の実現に向けて、様々な施策を講じ、事業を実施することにより、その目的が達成できたとき、将来都市像に掲げた川口の実現に繋がっていくものと考えている。4-4 将来の姿についての説明は以上である。

【会長】

4-4の将来の姿について、将来都市像、さらにめざす姿ということで6項目にわたって、事務局から説明があった。委員の皆さん方から質問あるいは意見はあるか。

【委員】

将来の都市像という大きな目標は、市民の人たちがイメージできる目標であるべきだと思う。しなやかでたくましい都市と言った場合に、説明が書いてあるように、川口市を支える鋳物と植木。そういったところから取ったということだが、そこからしなやかでたくましい都市とは、一体どんな都市なのだろうというイメージが私にはわからない。一つでも表現を何か付け加えることによって、もっと具体的に市民の人たちにもイメージがわくような文言にできるのではないのかと思う。そして、ここまでの文章全体を見ていくと、いろいろなところに川口市の魅力という言葉がちりばめられている。市民の人や私もそうだが、そういったものがあると、どんな魅力があるのかといったイメージがわいて、気持ちもわくわくするような状況になる。そういったものがここで掲げられると良いと思う。

【総合政策課長】

しなやかでたくましいというのを鋳物であるとか、緑であるとか、川口市の地場産業として浮かぶものなどからイメージを取ったと説明したが、それに繋げて、人や、まちをつくる産業、しごとであるとか、全てのことがしなやかさとたくましさをもって進んでいかないと発展しないということもあり、双方のイメージでつくったところである。やはり人もしなやかでたくましく育つべきであり、市内産業もしなやかでたくましさを持つ必要がある。そういったイメージとして浮かびにくいという意見があったが、キャッチフレーズ的な、全てを総括するようなイメージとして掲げているもので、あまり具体的なものを入れて例に挙げてしまうと、ではこういったものはどうなのだとか、こういったものは入らないのかということにもなってしまう、こういったフレーズを足したら良いかというのが難しい。

魅力については、川口の魅力をきちんとアピールしていけるよう全体的に総合計画の中にもっとしっかりと書き込んでいきたいと考えている。

【会長】

事務局から返事があったが、委員さんは何かそういうことに関して意見があるか。

【委員】

特に言葉はない。しかし、本当にたくましいという言葉は都市にかかるのか、そういう形容する言葉なのか、ということに最初疑問を持ち、いろいろ調べた。そういう発想から始まっている。であるから、こういった大きな都市像であるという事務局の考えもあるので、そういった方向で検討したということで結構かと思う。

【委員】

都市像そのものを表現するのにたくましいと擬人的に使うこと、これはそんなにおかしいことではないと思う。しなやかでたくましいでいえば、例えば経済分野だと、単一の産業構造であれば何らかの不況があったときに、企業城下町というのがまさにそうで、これはしなやかでもたくましくもないと思う。ところが、例えば産業構造がいろいろな業種で成り立ち、たくさんの中企業がなければ、ある不況が起きてもある部分の特定の業種は駄目だけれども、他はどうにかなる。複数の細かな企業がたくさんあれば、そこの横の連携で新しい産品を生み出すこと、商品を開発できるとかというように、モザイク状にあるようなものが、都市だと、しなやかでたくましいというようになるかもしれない。

そういう意味では、具体的に市民に分かりやすい例示が一つぐらいあっても良いのかもしれない。

【副会長】

これも大変難しい問題で、委員の皆さんから宿題的に何か良いアイデアがあれば、事務局に寄せていただければと思う。しなやかでたくましいは、人々の暮らしという意味でも、それから産業という意味でも、それから行政のあり方という意味でも、あるだろう。固いもので一見強そうに見えるけれどもろいものではなくて、「しなやかでたくましい」というような、非常にいろいろな意味での対応力のあるものをめざしたいという意味ではないかと受け取っている。けれども、イメージがわからないと市民に見せたときに、一体何を指すのか分からないと言われたら、これは総合計画としては意味が半減してしまう。ぜひ皆さんのお知恵を出していただければと切に思う。

【総合政策課長】

イメージがわきにくいという話だったが、説明した「めざす姿」が実現したとき、「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市川口」が実現できるのだということで、「めざす姿」が説明のような形というふうに取っていただけると、少しでもイメージできるかと思う。

【委員】

17 ページの一番下の「市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”」の文章の最初、「本市は、自治の権限を拡大し」と書いてあるが、これはどういったイメージを持っているのか。

【総合政策課長】

中核市への移行のことを想定している。

【委員】

私は、市の総合計画であるから、市で持っている権限を市内分権するというような、地域に権限というようなイメージを持っていたので伺った。中核市への移行のことを記述しているということで了解した。

【委員】

「誰もが“安全で快適に暮らせるまち”」のところで、「地域ごとの特性に対応した・・・」、また「市内全域において・・・」という視点が書かれているが、今回の総合計画の一つの要素として、鳩ヶ谷市と一緒に、市圏が自然も含めて広がった。そういうものを含めて考えると、ここで良いかどうか分からないが、記述の中で全市域が均衡のある発展をしていけるような、まちづくりを推進していくという記述がどこかに明確に入っていたほうが分かりやすい。

それと、先ほどの都市像のキャッチフレーズだが、説明があったように、川口は産業においても、これまでの構成を見ても、非常に個性があり、そういった産業やいろいろな市民の活動などの多様性がある。そういう多様性や個別性の調和が取れ、みんなで力を合わせてつくり上げていくまち、ということで考えると、このしなやかでたくましいという意味を説明するところに、そういう要素を加えて、市民に説明すると分かっていたか、いいのではないか。

【総合政策課長】

キャッチフレーズの説明については、下に何行か記述しているが、この中で再度整理をして、分かりやすくまとめていきたい。

鳩ヶ谷市との合併における一体的なまちづくりの件については、序章の「川口市の状況」で合併について触れている、また課題の市全体の特色あるまちづくりというところで触れているが、さらに「めざす姿」のところの記述でも少し入れがほうが良いということか。

【委員】

どこの自治体もそうだが、駅があって、その周辺の市街地が発展してといった順番でい

く。そういう形で川口も駅前が発展してきたけれども、郊外エリアも含めた全体的なバランスの取れた発展をめざしていきますということを市長さんも言われているので、何かそういう方向性をどこかで入れたい。ここで良いのかどうか分からないが、都市、市内全域のインフラ整備の話なども出ているので、触れられたら良いと思う。

【総合政策課長】

それでは今の意見について、どこに書き加えていくのか再度検討したい。

【委員】

先ほど発言したことと関連するのだが、最後の「市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”」の後段で、行政運営の話が載っている。こちらは5に重複することもあり、まちづくりと行政運営という話を整理するため、先ほどのことと併せて検討していただきたい。

それと書き方、表現の仕方について、項目によっては「めざします」とか、いろいろ語尾の表現の仕方があると思う。しかし、2番目の教育のところは、最後が「環境づくりが欠かせません」という語尾になっており、他のところと論調が違うので「めざします」とか、「推進します」とか、という表現が良いと思う。

それから同じく教育のところなのだが、ここだけすごく書き込みすぎている印象がある。例えば「生涯安心なまち」では、子育て、高齢者福祉サービスの充実というのがさらっと書かれている。子育てなどがこの一言で終わっているのに対して、教育については非常に詳細に書かれているというような印象があるので、バランスを考えていただきたい。

【総合政策課長】

まず1点目。六つ目の「市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”」について、こちらは行政がまちをどういうふうにつくるか、行政として主にめざすことを記述している。書きぶりについても一度検討してみたいと思うが、めざす姿として、行政のスタンスというのも書き込むべきかとも思う。こちらの表現等について、5と重複しないような形で検討をしていきたい。

次に、語尾の書き方が違うということだが、2番目のめざす姿だけ確かに語尾の書き方が他と異なっている。下から4行目の「一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境づくりをします」までで終われば良かったと思うが、その後の記述で、こちらをさらに強調したり補足したりするような意味合いで書いてしまったところがある。ただ、語尾の書き方としてやはり統一性があつたほうが良いので、書きぶりについては再度検討したい。

それに合わせ、ここは書き込みすぎではないかという指摘もあつたので、全体的なバランスを見て、整理する。

【会長】

ほかには、いかがか。

【委員】

(なしとの声あり)

【会長】

それでは特にないようなので、4-4 将来の姿については、事務局が幾つか検討するというので、次に進みたいと思う。最後に5 総合計画の実現に向けて、事務局から説明願います。

【総合政策課長】

18 ページをお開きいただきたい。5 総合計画の実現に向けて、ここでは行政がこの総合計画の実現に向けて、主体的に取り組むべき重要なポイントを取り上げており、序論や基本理念、将来の姿での記述と重複する部分もあるが、特に行政が意識していかなければならないことを総括的にまとめ、記述しているものである。

1つ目の「市民と行政の協働によるまちづくり」については、川口市自治基本条例の施行に伴い、新たに「川口市協働推進条例」、「川口市市民参加条例」、「川口市市民投票条例」が制定され、市民と市が双方向のコミュニケーションを通じて、魅力的な川口市をつくっていく環境が整ったことから、今後、様々な取り組みや地域の課題解決にあたっては、市民、市がそれぞれ役割分担を明確にして、お互いの良いところを活かし、協働してまちづくりを行っていく必要があることを取り上げ、記述している。

2つ目の「効果的・効率的な行政運営の推進」については、社会情勢の変化などに伴い、行政の役割が改めて問われており、厳しい財政状況にあっても、市民ニーズや地域の実情に即した公共サービスを提供するため、常に時代の変化を機敏にとらえ、無駄なく効率的な行政運営が求められていること。また本市では、常に市民の視点に立ち、行政資源を効果的に活用するため、「市民参加と市民本位の行政運営」、「職員の育成や意識改革、組織の最適化等の時代の変化に対応する行政体制の確立」、「安定した財政基盤の確立」、「公共施設等の適正化」といった観点から、自立した行政運営をめざすべきであること。さらに取り組みの成果や内容を常に省みつつ、改善点を次の取り組みへの確に反映させていくことが重要であり、第5次川口市総合計画の推進にあたっては、計画、財政、評価が連動したPDCA サイクルの確立をめざし、施策や事業の選択と集中のみならず、市民に提供するサービスの向上に資する取り組みを推進していくことを取り上げ記述している。

この2つを行政が重要ポイントとして取り組み、総合計画で掲げている政策、施策を着実に推進することが、将来都市像の実現へと繋がるものと考えている。説明は以上である。

【会長】

ただ今、この総合計画の実現に向けて、2項目にわたって事務局から説明があった。皆さん方から質問あるいは意見はあるか。

【委員】

効果的で効率的な行政運営というのが重要だと思うが、3行目に「無駄なく効率的な行政運営」と書いてあり、これは企業の場合は全くそうなのだけども、行政の場合にはそうではないこともやらなくてはいけないことがあると思う。それをここに書くことはないと思うが、そういう認識を持っていないといけないのではないか。何でも経済効率性だけでいくと、それは企業である。

【総合政策課長】

やはり市の行政といえども企業と同じようなスタンスで効率的・効果的に進めることも必要だが、委員が発言したことも一理あると思う。表現について、そういった誤解がないかどうか、もう一度見直す。

【委員】

今の質問と関連するのだが、(2)に「④公共施設等の適正化といった観点に基づき」とあるが、どういうイメージを持っているのか。この表現を入れたことについて教えてもらいたい。

【総合政策課長】

川口市域には公共施設が大変充実しており、それが一斉に老朽化しているような状況である。現在、ファシリティ・マネジメントの観点から、公共施設の適正なあり方について検討しているところであり、例えば、古くなったから改修していただくだけではなく、幾つかあるものを場合によっては統廃合していくとか、広域的な施設のあり方について検討しているところである。そういったことも含めたイメージである。

【委員】

これは考え方によっては相当踏み込んでできる分野なのかもしれないと思う。というのは、例えば市で、何か行事をお願いしようというときには連合町会単位でお願いすることがあったり、公民館区単位でお願いすることがあったり、小中学校区単位でお願いすることがあったり、圏域が違う。今の説明は、長寿命化など現在の流れでとりあえずやっていくのだなという印象はあるのだが、その辺のところも踏み込んでやっていくと、さらに効率化できるのではないかと個人的に思っている。

【委員】

行政でお世話になっていたと思うのだが、効果的・効率的というのは行政においても必要なことは言うまでもない。これはどう考えるかという、費用対効果である。一定の費用は当然活動していく中でかかる。効果を期待してやるわけだが、何をもって効果があったという評価をするのか。その基準が企業体であれば簡単に言うと収益性であって、そういうところで分かりやすいが、行政の場合の効果というのは、行政の政策目的があるので、それが費用に対してどれだけ結果として効果があったかである。そういう意味では少ない費用でも、市民のいろいろな方たちと一緒に連携することで大きな効果が上げられることも十分ある。書き方として、今言ったような行政の課題・目的に合わせた結果、費用対効果という視点を入れたいと感じた。

【総合政策課長】

まさしくそのとおりで、少ない費用で効果的なものといった費用対効果の考えの記述を表現も含め検討したい。評価については、やはり市民満足度に繋がるので、この辺についてもしっかり書いていきたい。

【委員】

まさに事業をやっているとこういう話になる。行政で無駄はどこを基準として無駄と見るかということで、いろいろ市民サイドから見ても、ある市民は無駄がないと、これは大事なことだという要望がいろいろある。しかし行政側から見れば、これはもう無駄なのだというふうに一つの規格の中でやられて、もう駄目だと、予算がないとなってきたり何もできない。だから無駄という表現をなくして、効率的な行政運営をするというような表現のほうが良いと思う。分かりやすいと私は思った。

【会長】

貴重な意見ありがとうございました。事務局は、その辺を受け止めて調整をお願いしたい。公募の委員はいかがか。もし何かあれば、お願いしたい。

【委員】

将来都市像の「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市川口」。この点にかなり意見があったが、私も他の委員さんと一緒に、これだと一般市民からすると、鋳物と植木しかないよ、という感じである。本当に客観的に見ると、川口市としてはこれを押しなのはよく分かるが、これが逆にかえって足を取られ「川口というのは工場の町だよ」と、「すぐくごみごみしているよね」という、残念ながらそういうイメージも持たれることがある。市外から来た人間としてはやはり同じくそういうイメージを持っていたので、もうちょっと人間味もあるよ、うるおいもかなりあるよ、という部分を出せると、もっと川口が本当

に鋳物も植木も、もっとほかのものもあるのだよ、というイメージが膨らんでいくような気がする。

【委員】

ちょうど今 16 ページ、17 ページのところを皆さん開いていると思うが、めざす姿、6 項目のタイトルは分かりやすいと感じた。多分言葉だと思うが、将来都市像の一番上の「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市川口」とあるけれども、この六つのめざす姿にひらがなで「まち」と書いてあると、すごく親しみやすくなるが、「都市」、将来都市像、たくましい都市といきなり見ると、なんとなく巨大な感じがする。せっかくめざす姿で「まち」と書いてあるのだから、将来都市像のところでは生かせないかと感じた。

あと 17 ページの一番上の、「産業や歴史を大切にした・・・」というテーマの情報発信について、その一番下の行に「誇りを育み、市内外に発信して多くの交流を生み出し、まちを元気にしていきます」とあるが、もっと大きく考えても良いのではないか。市内外というのは小さい感じがする。全世界ではないが、もっと情報発信の部分を拡大しても良いのではないか。

【会長】

ありがとうございました。全体的な意見をいただいたので、事務局もそれをしっかり受け止めて、もう一回再検討するということで了解いただきたい。

それでは 5 番については以上でよろしいか。

【委員】

(良しとの声あり)

【会長】

それでは以上で「5 総合計画の実現に向けて」の審議は終了とさせていただきます。

検討・調整が必要な事項を除き、計画案文の全てを審議いただいたので、本日の審議についても以上で終了とさせていただきます。なお、審議を効率的にかつ効果的に進めるために、会議の後で何か皆さん方、それぞれ個人的に気づいた点などがあつた場合には、意見を提出できるような期間を前回設けたが、今回も設けたいと思う。事務局、期限などはいかがか。

【総合政策課長】

前回同様、今回についても後からいただく意見の期間を設けたい。今回については、1 月 30 日までに事務局のほうに意見をいただければと思う。方法については、ファックス、メール、あと平日であれば電話でも結構である。

【会長】

今、事務局が申し上げたとおり、そのようにお願いしたい。また、意見等があった場合の報告については、本日会議で検討あるいは調整となった事項と合わせ、次回の審議会で報告をお願いしたい。

(3) その他

【会長】

それでは次回の審議会についてお知らせをする。私からの提案なのだが、今年度審議を予定していた案文全てを審議いただいたので、次回、すなわち2月に予定していた審議会を開催しないということにさせていただきたい。その間事務局には調整を進めていただき、3月に再び開催するということがか。

【委員】

(良しとの声あり)

【会長】

それでは、次回の審議会は3月12日木曜日、午前10時から、今回同様この会場で開催するので、よろしくをお願いしたい。最後に、委員の皆さん方から何かあるか。

【委員】

(なしとの声あり)

【会長】

それでは事務局は何かあるか。

【総合政策課】

事務連絡をさせていただく。今回、前段で報告した内容を修正・清書した案文については後日皆さんに送付する。それから次回は3月の開催となったが、鳩ヶ谷庁舎で開催するので、駐車場等についてはこちらの駐車場を利用いただき、公共交通機関についても、説明をつけた案内状を再度送らせていただく。概ね3月開催の10日前には資料とともに送らせていただくので、よろしくをお願いしたい。

3. 閉会

・会長より閉会宣言があった。

以上